

第一項において準用する特許法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する優先権証明書類等（以下この条において「優先権証明書類等」という。）又は第十二項において準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第三項に規定する事項を記載した意匠法第五十五条第一項において準用する特許法第四十三条第五項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面複数意匠一括出願手続についてパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国又は意匠法第十五条第一項において準用する特許法第四十三条の三第一項の特定国において優先権を主張するための書類について証明書の交付を請求する者は、その主張をする旨及び出願をしようとする国の国名を記載した書面を提出しなければならない。この場合において、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該優先権を主張するための書類の提出を求めることができる。

特許庁長官が複数意匠一括出願手続について次に掲げる要件を満たすものと認めたときは、当該手続により提出される意匠登録出願について第十九条第三項において読み替えて準用する特許法施行規則第二十八条の規定を適用する。

一一意匠法第六十八条第二項において準用する特許法第七条第一項から第三項まで又は同法第九

は、ハーデ協定に係る出願のための実施細則301(ｃ)に定める外国語でしなければならない。

(国際登録に係る意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途等の記載)
第二条の五 国際意匠登録出願又は国際登録を基礎とした意匠権についての請求その他の意匠に関する手続において書面を提出するときは、意匠に係る物品若しくは意匠に係る建築物若しくは画像の用途、意匠に係る物品若しくは意匠に係る建築物若しくは画像の用途の説明又は意匠の説明の記載は、英語でしなければならない。

第三条 願書に添付すべき図面は、様式第六により作成しなければならない。

(図面の作成)
第四条 意匠法第六条第二項の規定により同条第一項の図面に代

場合は写真にするより意匠が明瞭に現される場合とする
写真を提出するときは、様式第七によらなければならぬ。
左側をよく見て、右側に貢ひて三つに第一頁の四〇二六
二、ト部又は貢又は三三三四二

第五条 意匠法第六条第二項の規定により同条第一項の図面に付しててな形又は見本を提出することができる場合は、そのひな形又は見本が次の各号に該当するものとする。

二 これがにくいもの又は容易に変形し若しくは変質しないもの
三 取扱い又は保存に不便でないもの

次項の規定により袋に納めた場合において、その厚さが7ミリメートル以下のもの、その大きさが縦二十六センチメートル、横十九センチメートル以下の中のもの。ただし、薄い布

地又は紙地を用いるときは、縦横それぞれ一メートル以下の大きさのものとするのとすることを防げない。

2 ひな形又は見本を提出するときは、丈夫な袋に納め、様式第八により作成した用紙をその袋に
はり付けなければならない。この場合において、前項第四号ただし書の規定によりひな形又は見

本を提出するときは、その布地又は紙地を七ミリメートル以下の厚さに折りたたんで袋に納めなければならない。

(特徴記載書の様式等)
第六条 意匠登録を受けようとする者又は意匠登録出願人は、意匠登録を受けようとする意匠又は

意匠登録出願に係る意匠の特徴を記載した特徴記載書を、願書（複数意匠）括出願手続についての願書を除く。）を提出するときは事件が審査、審判若しくは再審に係属しているときは、提

出することができる。
特徴記載書を提出するときは、様式第九によらなければならぬ。

登録意匠の範囲を定める場合においては、特徴記載書の記載を考慮してはならない。

第七条 意匠法第七条の規定により意匠登録出願をするときは、意匠登録を受けようとする意匠ごとに、意匠に係る物品・意匠に係る建築物若しくは画像の用金・組物又は内装が明確となるよう

(組物) に記載するものとする。

第八条 意匠法第八条の経済産業省令で定める組物は、別表のとおりとする。
(国禁意工業品目類に係る意工業品目類の番号の通知)

〔同上〕
第八条の二 特許庁長官は、国際意匠登録出願が基礎とした国際登録について意匠法第六十条の六第一項（見注）の国際登録（以下「国際登録」といへる。）があることを、当該国際登録出

第一項に規定する国際公表（以下「国際公表」といふ）があつたときは、当該国際意匠登録出願に意匠登録出願の番号を付し、その番号を当該国際意匠登録出願の出願人に通知しなければならない。

(提出書面の省略) らなし

第九条 意匠登録出願について意匠法第十四条第一項の規定による請求をしようとする者は、当該意匠登録出願の願書に必要な事項を記載して同条第二項各号に掲げる事項を記載した書面の提出

を省略することができるのである。

2 意匠法第十七条の三第一項の規定により新たな意匠登録出願をしようとする場合において、もとの意匠登録出願について提出した証明書であつて第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の三から第七条まで又は第八条第一項の規定によるものが変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができる。

3 意匠法第十七条の三第一項の規定により新たなる意匠登録出願をしようとする場合において、もとの意匠登録出願の願書に添付した図面（同法第十七条の二第一項の規定により却下された補正についての手続補正書に添付した図面を含む。）が変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができる。ただし、もとの意匠登録出願が国際意匠登録出願である場合は、この限りでない。

4 意匠登録出願について意匠法第十七条の三第一項の規定の適用を受けようとする者は、当該意匠登録出願の願書にその旨を記載して同条第三項に規定する同条第一項の規定の適用を受けたい旨を記載した書面の提出を省略することができる。

第九条の二 意匠法第四十二条第一項第一号の規定による第一年分の登録料の納付について登録料を納付しようとする者が意匠登録出願人（その者の代理人を含む。）と同一の者である場合に限る。が同号の規定による第一年分の登録料の納付と同時に同法第十四条第一項の規定による請求をしようとする場合は、当該登録料納付書に必要な事項を記載して同条第二項各号に掲げる事項を記載した書面の提出を省略することができる。

（秘密意匠）

第十条 意匠法第十四条第一項の規定による請求をするときは、願書に添付すべき図面その他の物

件を密封し、かつ、「秘密意匠」と朱書しなければならない。

第十一条 意匠法第十四条第三項の規定による秘密にすることを請求した期間を延長し又は短縮することとの請求は、様式第十によりしなければならない。

第十二条 意匠法第十四条第四項第四号の経済産業省令で定める書面は、利害関係人であることを証明する書面とする。

（パリ条約等による優先権主張の証明書の提出の期間）

第十二条の二 意匠法第六十条の十第二項の経済産業省令で定める期間は、国際公表があつた日から三月とする。

第十二条の三 国際意匠登録出願に係る意匠登録を受ける権利の信託の受託者は、次に掲げる事項を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。

一 委託者及び受益者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定めがあるときは、その定め

三 信託管理人があるときは、その氏名又は名称及び住所又は居所

四 受益者代理人があるときは、その氏名又は名称及び住所又は居所

五 信託法（平成十八年法律第二百八号）第一百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託であるときは、その旨

六 信託法第二百五十八条第一項の受益者の定めのない信託であるときは、その旨

七 公益信託二関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託であるときは、その旨

八 信託の目的

九 信託財産の管理の方法

十 信託の終了の理由

十一 その他の信託の条項

2 前項第二号から第六号までに掲げる事項のいずれかを記載したときは、同項第一号の受益者（同項第四号に掲げる事項を記載した場合にあつては、当該受益者代理人が代理する受益者に限る。）の氏名又は名称及び住所又は居所を記載することを要しない。

（意見書の様式等）

第十三条 意匠法第十九条において準用する特許法第五十条の意見書は、様式第十一により作成しなければならない。

2 前項の意見書には、必要な証拠方法を記載し、証拠物件があるときは、添付しなければならない。

3 特許法施行規則第五十条第二項及び第四項の規定は、前項の証拠物件に準用する。この場合において、同条第二項中「特許庁および相手方の数（特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者があるときは、その代表者の数）に応じて提出しなければならない。」とあるのは、「提出しなければならない。」と読み替えるものとする。

（意匠登録の査定の方式の特例）

第十三条の二 意匠法第六十条の十二の二第一項の規定による通知は、ハーグ協定の千九百九十九年改正協定及び千九百六十年改正協定に基づく共通規則第十八規則の二の規定による通知に、査定（同法第十八条の規定による意匠登録をすべき旨の査定に限る。）に記載されている事項を記載した書面又は当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を添付して行うものとする。

第十四条 拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判の請求書は様式第十二により、それ以外の審判の請求書は様式第十三により作成しなければならない。

2 審判請求前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、審判請求書には、証拠保全事件の表示を記載しなければならない。

（審判の請求書の様式等）

第十五条 手続の補正のうち、様式第一若しくは様式第二、様式第三から様式第十二まで、様式第十四若しくは第二条第五項に規定する別に定める様式、第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十二条の二第一項に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、第二条の二第十二項及び第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十七条の四の二第四項に規定する様式第三十六の三、第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は第十九条第八項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第四五信託法（平成十八年法律第二百八号）第一百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託であるときは、その旨

六 信託法第二百五十八条第一項の受益者の定めのない信託であるときは、その旨

七 公益信託二関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託であるときは、その旨

八 信託の目的

九 信託財産の管理の方法

十 信託の終了の理由

2 意匠の創作をした者若しくは意匠登録出願人又はこれらの代理人の氏名若しくは名称又は住所（同項第二号から第六号までに掲げる事項を記載した場合にあつては、当該受益者代理人が代理する受益者に限る。）の氏名又は名称及び住所又は居所を記載することを要しない。

（意見書の様式等）

第十三条 意匠法第十九条において準用する特許法第五十条の意見書は、様式第十一により作成しなければならない。

項において準用する場合に限る。」第十八条第二項前段若しくは第十八条の六第二項本文」と、同条第二項中「特許法第三十条第三項」とあるのは「意匠法第四条第三項」と、「特許法施行令第十二条 特許法等関係手数料令第一条の三又はこの省令第一条第五項、第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第七項若しくは第九项本文、第二十七条第一項、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十七条规定の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項若しくは第七项本文(同条第九項において準用する場合を含む)、第三十一条の二第六項若しくは第八项本文、第三十八条の二第五項若しくは第六项本文(同条第八項において準用する場合を含む)、第六十九条第二項本文若しくは第六十九条の二第三項若しくは第五项本文」とあるのは「又は意匠法施行規則第二条の二第十二項号又は意匠法施行規則第二条の二第三項に規定する複数意匠一括出願手続の番号」と、第十一条の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十一の九から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十六の三、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の六、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五的十七、様式第六十五的十九、様式第六十五的二十一、様式第六十五的二十三、様式第六十五的二十五又は様式第七十の二」とあるのは「意匠法施行規則様式第一から様式第五まで、様式第九から様式第十二まで、様式第十四若しくは様式第十九の二、意匠法施行規則第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十条、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、意匠法施行規則第二条の二第二十二項及び第十九条第三項において準用する特許法施行規則第十九条第八项において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第三十六の三、意匠法施行規則第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は意匠法施行規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十七条の四の二に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五的二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五的四、同規則第五十条的三に規定する様式第六十五的九、同規則第五十五条第二項に規定する様式第六十五的九、同規則第五十七条的三第二項に規定する様式第六十五的十一、同規則第五十五条第一十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五的十三、同規則第五十八条的三第二項に規定する様式第六十五条的十五、同規則第五十八条的十七第二項に規定する様式第六十五条的十九、同規則第六十条第六项に規定する様式第六十五的二十一、同規則第六十五条的第一十一第三項に規定する様式第六十五的二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五的二十五」と、第十三条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第十四条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と、様式第二の備考11中「ただし、識別番号を記載したときは、【住所又は居所】の欄は設けるには及ばない」とあるのは「意匠法第六十条の6第一項に規定する国際登録(以下「国際登録」といふ。)の名義人につては、【住所又は居所】の次に【住所又は居所原語表記】の欄を設けて、意匠法第六十条の6第三項の規定による国際登録簿(以下「国際登録簿」という。)に記載

る届出をすることなく、新たな代理人により第九条の二の規定に基づき意匠法第四十二条第一項第一号の規定による第一年分の登録料の納付と同時に同法第十四条第一項の規定による請求をしようとするときは、前項において準用する特許法施行規則第四条の三第三項ただし書の規定にかかるわらず、その代理人の代理権は、書面をもつて証明しなければならない。

特許法施行規則第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第二十七条の三の三第一項、第二項第一号及び第三項から第六項まで、第二十七条の四第一項及び第三項から第五項まで、第二十七条の四の二第二項及び第四項から第九項まで、第二十八条から第二十九条の三まで、第二十九条、第三十条並びに第三十一条第二項（信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、協議が成立した旨の特許公報への掲載、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略）の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第百九十五条第五項」とあるのは「意匠法第六十七条第四項」と、「ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。」とあるのは「この場合において、既に特許庁に証明する書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。」と、第二十七条の四第四項中「又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による」とあるのは「若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項又はジュネーブ改正協定第六条（1）（a）の規定による」と、第二十八条中「願書」とあるのは「願書（意匠法施行規則第二条の二第一項に規定する願書を除く）」と読み替えるほか、この項の規定により国際意匠登録出願に準用する場合に限り、特許法施行規則第二十七条の三の三第二項第一号中「特許法第四十三条第一項、第四十三条の二第一項又は第四十三条の三第一項若しくは第二項」とあるのは「ジュネーブ改正協定第六条（1）（a）」と、「場合に限る。」とあるのは「場合に限る。」及びジュネーブ改正協定第六条（1）（a）の規定による優先権の主張を伴う国際意匠登録出願人がその国際出願と同時に意匠法第六十条の十第二項において読み替えて準用する特許法第四十三条第二項に規定する優先権証明書類等（以下この条において「優先権証明書類等」という。）を意匠法第六十条の七第二項に規定する国際事務局（以下この号において「国際事務局」という。）に提出した場合であつて、当該出願人が、国際事務局に対し、

1	この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。
附 則（昭和四五年一二月一二日通商産業省令第一一二号）抄	（施行期日）
第一条 この省令は、昭和四十六年一月一日から施行する。	第一条 この省令は、昭和四十二年八月二十日から施行する。
附 則（昭和四五年二月八日通商産業省令第六号）	この省令は、昭和三十九年二月二十日から施行する。
この省令は、意匠法の施行の日（昭和三十五年四月一日）から施行する。	意匠法施行規則（大正十年農商務省令第三十五号）は、廃止する。
附 則（昭和四五年一二月一〇一號）	この省令は、昭和四六年一月一日から施行する。
この省令は、意匠登録出願の審査に係属している特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願および防護標章登録出願については、これらについて査定または審決が確定するまでは、な お従前の例による。	この省令は、昭和四六年一月一日から施行する。
附 則（昭和四五五年一二月二二日通商産業省令第一一二号）抄	（施行期日）
第一条 この省令は、昭和五一年一月二七日から施行する。	第一条 この省令は、昭和五一年一月二七日から施行する。
附 則（昭和五〇年九月二三日通商産業省令第八四号）	この省令は、昭和五一年一月一日から施行する。
この省令は、昭和五十二年一月一日から施行する。	この省令は、昭和五十三年一月一日から施行する。
附 則（昭和五三年三月三日通商産業省令第一四号）	この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

2	この省令の施行の際現に存続している特許権若しくは特許料が納付されている特許出願に係る特許権、この省令の施行の際現に存続している実用新案権若しくは登録料が納付されている意匠登録出願に係る意匠権であつて、特許証、実用新案登録証が交付されていないものについての特許証、実用新案登録証又は意匠登録証の交付については、なお従前の例による。
附 則（昭和五六六年四月三〇日通商産業省令第二三号）抄	（施行期日）
第一条 この省令は、昭和五十六年五月一日から施行する。	第一条 この省令は、昭和五七年一月一七日通商産業省令第七三号
この省令は、昭和五十八年一月一日から施行する。	附 則（昭和五九年六月二九日通商産業省令第四四号）
この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。	附 則（昭和六〇年一〇月三〇日通商産業省令第四五号）抄
この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。	（施行期日）
この省令の規定による改正後の特許法施行規則、実用新案法施行規則、意匠法施行規則、商標法施行規則又は特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の規定にかかるらず、この省令の施行の日から二週間以内は、なお従前の例によることができる。	第一条 この省令は、昭和六〇年一月一〇月三〇日通商産業省令第四五号
この省令は、昭和六〇年六月一日から施行する。	附 則（昭和六〇年一〇月三〇日通商産業省令第四五号）抄
この省令は、昭和六〇年六月一日から施行する。	（施行期日）
この省令は、特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和六十年十一月一日）から施行する。	第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和六十年十一月一日）から施行する。
附 則（昭和六〇年一月一〇月一七日通商産業省令第七四号）	附 則（昭和六〇年一月一〇月一七日通商産業省令第七四号）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和六一年五月二九日通商産業省令第三七号）	附 則（昭和六一年五月二九日通商産業省令第三七号）
この省令は、昭和六十二年六月一日から施行する。	この省令は、昭和六十二年六月一日から施行する。
附 則（平成元年四月二五日通商産業省令第一六号）	附 則（平成元年四月二五日通商産業省令第一六号）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二年九月二二日通商産業省令第四一号）抄	附 則（平成二年九月二二日通商産業省令第四一号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、法の施行の日（平成二年十二月一日）から施行する。	第一条 この省令は、法の施行の日（平成二年十二月一日）から施行する。
附 則（平成五年一一月八日通商産業省令第五七号）抄	附 則（平成五年一一月八日通商産業省令第五七号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成六年一月一日）から施行する。	第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成六年一月一日）から施行する。
附 則（平成七年六月二七日通商産業省令第五七号）抄	附 則（平成七年六月二七日通商産業省令第五七号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成七年七月一日）から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中実用新案法施行規則第二十二条及び第二十三条第十三項の改正規定、同規則様式第十五の改正規定（【考案の名称】を削る部分を除く。）並びに同規則様式第十六の改正規定（同様式に備考2を加える部分に限る。）、第四条中意匠法施行規則第十一条第二項の改正規定（【公告】を「特許公報への掲載」に改める部分に限る。）並びに同条第三項及び第六項の改正規定、第六条の規定、第七条の規定（特許登録令施行規則第七条第三項、第三十一条第一項及び第三十七条第一項の改正規定中「、第百二十六条第一項若しくは第一百八十四条の十五第一項」を「若しくは第百二十六条第一項」に改める部分並びに同規則第二十八条第二項及び第三項の改正規定を除く。）、第十二条及び第十二条の規定並びに附則第二条、第四条及び第五条の規定は、平成八年一月一日から施行する。	第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成七年七月一日）から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中実用新案法施行規則第二十二条及び第二十三条第十三項の改正規定、同規則様式第十五の改正規定（【考案の名称】を削る部分を除く。）並びに同規則様式第十六の改正規定（同様式に備考2を加える部分に限る。）、第四条中意匠法施行規則第十一条第二項の改正規定（【公告】を「特許公報への掲載」に改める部分に限る。）並びに同条第三項及び第六項の改正規定、第六条の規定、第七条の規定（特許登録令施行規則第七条第三項、第三十一条第一項及び第三十七条第一項の改正規定中「、第百二十六条第一項若しくは第一百八十四条の十五第一項」を「若しくは第百二十六条第一項」に改める部分並びに同規則第二十八条第二項及び第三項の改正規定を除く。）、第十二条及び第十二条の規定並びに附則第二条、第四条及び第五条の規定は、平成八年一月一日から施行する。
附 則（平成八年九月一一日通商産業省令第六四号）抄	（施行期日）

(施行期日)
第一条 この省令は、平成八年十月一日から施行する。

附則 (平成八年一二月二五日通商産業省令第七九号) 抄

第一条 この省令は、商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号。以下「平成八年改正法」という。）の施行の日（平成九年四月一日）から施行する。ただし、第九条の規定は、平成九年一月一日から、第二条、第四条、第十三条、第十五条及び附則第十一条の規定は、平成十年四月一日から施行する。

附則 (平成九年五月二九日通商産業省令第八八号) 抄

第一条 この省令は、平成九年六月一日から施行する。

附則 (平成九年一一月二七日通商産業省令第一一七号) 抄

第一条 この省令は、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この省令による改正後の規定は、特別の定めがある場合を除き、この省令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この省令による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

第三条 特許法施行規則第五十七条の六（証拠調べの調書の記載に代わる録音テープ等への記録）（同規則、実用新案法施行規則、意匠法施行規則又は商標法施行規則において準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行前にされた証人等の陳述については、適用しない。

附則 (平成一〇年一月八日通商産業省令第一号) 抄

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この省令による改正後の規定は、特別の定めがある場合を除き、この省令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この省令による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

附則 (平成一〇年一二月一八日通商産業省令第八七号) 抄

第一条 この省令は、平成十一年一月一日から施行する。

(意匠法施行規則の改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行前にした類似意匠の意匠登録出願であつてこの省令の施行の際現に特許庁に係属しているものについての書面の提出又はこの省令の施行前にした類似意匠の意匠登録出願に係る類似意匠の意匠登録についての登録料の納付及び意匠登録証の交付については、第三条の規定による改正前の意匠法施行規則の規定は、なおその効力を有する。

附則 (平成一一一年三月一〇日通商産業省令第一四号) 抄

第一条 この省令は、平成十二年一月一日から施行する。

(施行期日)
附則 (平成一一一二月二八日通商産業省令第一三二号) 抄

第一条 この省令は、平成十二年一月一日から施行する。

(意匠法施行規則の改正に伴う経過措置)

第五条 平成十二年一月一日前にした意匠登録出願（平成十二年一月一日以後にされた意匠登録出願であつて、意匠法第十条の二第二項（同法第十三条规定により平成十二年一月以前にしたものとみなされるものを除く。）に係る手続（平成十二年一月以後に請求された同法第四十六条第一項又は第四十七条第一項の審判が特許庁に係属している場合にするものを除く。）については、

第三条の規定による改正前の意匠法施行規則（以下この条において「旧意匠法施行規則」という。）の規定（同規則第二十八条において準用する特許法施行規則第三条及び第四十八条の二の規定を除く。）は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

第六条 平成十二年一月一日前に請求された意匠法第四十六条第一項又は第四十七条第一項の審判の手続については、第三条の規定による改正前の意匠法施行規則の規定（同規則第二十八条において準用する特許法施行規則第三条及び第四十八条の二の規定を除く。）は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

附則 (平成一二年三月三一日通商産業省令第九二号) 抄

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年一二月二〇日通商産業省令第三五七号) 抄

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則 (平成一五年六月六日経済産業省令第七二号) 抄

第一条 この省令は、平成十五年七月一日から施行する。

附則 (平成一五年九月一〇日経済産業省令第一一〇一号) 抄

第一条 この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日（平成十五年十月一日）から施行する。

附則 (平成一五年一〇月二七日経済産業省令第一四一号) 抄

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。

附則 (平成一六年六月四日経済産業省令第六九号) 抄

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附則 (平成一六年三月二一日経済産業省令第二八号) 抄

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。

附則 (平成一七年三月一九日経済産業省令第三〇号) 抄

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則 (平成一七年三月一九日経済産業省令第六六号) 抄

第一条 この省令は、平成十七年十月三日から施行する。

附則 (平成一七年一二月二二日経済産業省令第一一八号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一九年三月二六日経済産業省令第一四号) 抄

第一条 この省令は、改正法の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

附則 (平成一九年九月一八日経済産業省令第六八号) 抄

第一条 この省令は、信託法の施行の日（平成十九年九月三十日）から施行する。

附則 (平成一九年九月三〇日経済産業省令第六九号) 抄

第一条 この省令は、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年八月六日）から施行する。

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年一二月二八日経済産業省令第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第六十三号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十四年四月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成二七年二月二〇日経済産業省令第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二七年二月二〇日経済産業省令第七号)

(施行期日)

第一条 この省令は、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則 (平成二八年三月二十五日経済産業省令第三六号)

(施行期日)

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行す

る。

附 則 (平成三一年二月一二日経済産業省令第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(次項において「改正法」という。)附則第四号に掲げる規定の施行の日(平成三十一年四月一日)から施行する。

附 則 (平成三一年四月二六日経済産業省令第四九号)

(施行期日)

この省令は、平成三十一年五月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この省令による改正後の意匠法施行規則様式第2、様式第6、様式第7及び様式第8並びに意匠登録令施行規則第四条、第四条の二、様式第一及び様式第一の二の規定は、この省令の施行後に於ける意匠登録出願について適用し、この省令の施行前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年五月七日経済産業省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月一九日経済産業省令第一六号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。ただし、第二条の規定は、同法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(令和二年一月一日)から施行する。

附 則 (令和元年七月一日経済産業省令第一七号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年九月一三日経済産業省令第三八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年三月一〇日経済産業省令第一四号)

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附 則 (令和二年五月一〇日経済産業省令第四九号)

この省令は、令和二年七月一日から施行する。

(経過措置)

この省令の施行前にした特許出願、実用新案登録出願、又は意匠登録出願については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年一二月二八日経済産業省令第九二号)

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」といいう。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和三年三月三一日経済産業省令第二六号)

(施行期日)

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律(令和元年五月十七日法律第三号をいう。下同じ。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和三年四月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の意匠法施行規則第二条から第二条の五、第六条から第九条、第十五回(同規則第二十八条の二)を「同規則二十七条の四の二第四項に規定する様式第三十六条の三、同規則第二十八条の二に改める部分を除く。」並びに第十九条第一項(特許法施行規則第四条の二第五項及び第六項の規定を読み替えて準用する部分を除く。)及び第三項(「と読み替えるものとする」を「第二十八条中「願書」であるのは「願書(意匠法施行規則第二条の二第一項に規定する願書を除く。)と読み替えるものとする」に改める部分に限る。)の規定、様式第二、様式第二の二、様式第六、様式第十四及び様式第十四の二及び別表並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第三条、第十条(第三十九号に係る部分を除く。)、第十二条、第十九条、第二十三条、第三十条、第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の五、第三十二条、第三十八条の二、第三十九条の十及び第六十三条の規定は、この省令の施行の日以後にする意匠登録出願について適用し、この省令の施行の日前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。

第二 この省令による改正後の意匠法施行規則第十五条(同規則第二十八条の二)を「同規則二十七条の四の二第四項に規定する様式第三十六条の三、同規則第二十八条の二に改める部分に限る。」及び第十九条第三項(「と読み替えるものとする」を「第二十八条中「願書」であるのは「願書(意匠法施行規則第二条の二第一項に規定する願書を除く。)と読み替えるものとする」に改める部分を除く。」の規定並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第二十三条の四の規定は、この省令の施行の日前に特許法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の意匠法第十五条第一項及び第六十条の十第二項において読み替えて準用する特許法第四十三条第二項に規定する期間を経過している意匠登録出願については、適用しない。

この省令による改正後の意匠法施行規則第十九条第一項(特許法施行規則第四条の二第五項及び第六項の規定を読み替えて準用する部分に限る。)並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第十条第三十九号の規定は、この省令の施行の日前に改正前の意匠法の規定により特許庁長官、審判長又は審査官が指定した手続をすべき期間を経過している手続については、適用しない。

附 則 (令和三年六月一六日経済産業省令第五二号)

この省令は、公布日から施行する。

附 則 (令和三年九月三〇日経済産業省令第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和三年十月一日)から施行する。

(意匠法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条

第三条の規定による改正後の意匠法施行規則第十九条第三項の規定は、施行日以後にする意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定第一条(v.i.i.)に規定する国際出願(以下この条において「国際出願」という。)について適用し、施行日前にした国際出願については、なお従前の例による。

附 則 (令和四年三月一日経済産業省令第一四号)

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。

附 則 (令和四年九月二六日経済産業省令第七五号)抄

この省令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年十一月一日)から施行する。

附 則 (令和四年一二月二六日経済産業省令第一〇三号)

この省令は、令和五年一月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月一三日経済産業省令第一〇〇号)抄

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

第一条 附 則 (令和五年一二月一八日経済産業省令第五八号)抄

この省令は、令和六年一月一日から施行する。

様式第1 (第1条関係)

【提出書類】新規性的の喪失の例外証明書提出書

〔提出日〕 令和 年 月 日

〔あて先〕 特許庁長官

〔平時の表示〕

〔出願番号〕

〔提出書類番号〕

〔住所又は居所〕

〔氏名又は名称〕

〔提出書類の目録〕

〔物件名〕 意匠の新規性的の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

〔件名〕 ()

〔備考〕

1 用紙は、日本産業規格A4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インクがはじまず、文字が透き通らないものと紙面に用い、用紙に日本語の文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。

2 余白は、少なくとも用紙の上部に6mm、左及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3mmを越えないものとする。

3 書き方は文書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは29行以内とする。

4 文字は、10ポイントから12.5ポイントまでの大きさで、タイプの書体等により、黒色で、明りようにかく容易に読むことができるよう書くこととする。また、角字及び「[」、「]」、「▲」及び「▼」は用いてはならない(欄名の前後に「[」及び「]」を用いるときは除く)。

5 「(事項の表示)」の欄に「(出願番号)」には「意願〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が記載されていないときは、「(出願番号)」を「(出願日)」とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のようにに記載されなければならない。

6 「(出願日)」の欄に記載する。意匠登録の年月日を記載し、「(出願日)」の欄に「(出願番号)」の欄を設けて、当該出願の請求に記載された出願番号を記載する。国際意匠登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、「(出願番号)」を「(出願日)」とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のようにに記載されなければならない。

7 「(事項の表示)」の欄に記載する。ただし、出願番号を記載したときは、「(出願番号)」の欄に「(出願日)」の欄を設けて、「-」のようにハイフンを記載し、「(代表人)」の欄に「(その他)」の欄を設けて、「国際登録番号M-〇〇〇〇〇〇、意匠番号〇〇〇」のようにに国際登録の番号と意匠の番号を記載する。

8 「(住所又は居所)」は、何県、何都、何村、大字同、字同、何番地、何号のように詳しく記載する。国際登録の名義人のあつては、「(住所又は居所)」の次に「(住所又は居所原語表記)」の欄を設けて、国際登録に記載された文字と同一の文字を記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「(住所又は居所)」及び「(住所又は居所原語表記)」の欄は記載するとは及ばない。

9 氏名又は名称の読み方か難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「(氏名又は名称)」の上に「(フリガナ)」の欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。

10 識別番号の通知を受けている者については、「(識別番号)」の欄は設けるには及ばない。

11 「(氏名又は名称)」は自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「(氏名又は名称)」の次に「(代表者)」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。国際登録の名義人にあつては、「(氏名又は名称)」の次に「(氏名又は名称原語表記)」の欄を設けて、国際登録に記載された文字と同一の文字を記載する。(法人にあつては、「(氏名又は名称原語表記)」の次に「(代表者)」の欄を設ける。)

12 日本に営業所を有する外國法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「(氏名又は名称)」の

【氏名又は名称】
 【氏名又は名称原語表記】
 4 代理人によるときはあつて本人が法人の場合にあつては、「【代表者】」の欄は
 不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。
 5 「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り
 返し設けて記載する。
 【代理人】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【代理人】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 6 その他は、様式第1の備考1から4まで、6、7、9、10、12及び15から19までと同様
 とする。

様式第2（第2条関係）
 【書類番号】 意匠登録願
 【登録番号】
 (提出日) 令和 年 月 日 殿
 【あて先】 特許庁長官
 【意匠に係る物品】
 【意匠の創作をした者】
 【住所又は居所】
 【氏名】
 【意匠登録の願人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 (出願・地域)
 【代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 (手数料の額) 1
 (手数料の額番号)
 (納付金額)
 (納付金額の目録)
 【請求項】 図面 1
 【意匠に係る物品の説明】
 【意匠の要約】
 【備考】
 1 用紙は、日本産業規格A4巻 (幅21cm、横29.7cm) の大きさとし、インクがけになります。文字が書き通らない
 ものを複数枚にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい算等を記載してはならない。
 2 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については
 各々2.3cmを超えないものとする。
 3 書き方は左側書、1行126字認めし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページに229行以内とする。
 4 文字は10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ用書等により、黒色で、明瞭にかつ容易に読みこ
 とができるないよう書く、また、半角文字並びに「【】」、「[]」、「▲」及び「▼」は用いてはならない(署名
 の部分に「【】」及び「[]」を用いるときはを除く。)。
 5 特許料額を記入するときは、左上の余白にるものとし、その下にその額を記入して記載する。意匠法第6条
 第1項の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、工業所有権の手数料等を現金により納
 付する場合における手続に当たる者令(平成8年通商産業省令第54号、以下「現金手続者令」という。)、第5条
 の規定による納付(以下「納付書」という。)によるときは、「(手数料の額)」の欄の「(手数
 料番号)」と「(納付書番号)」と「納付書番号を記載し、戸籍課官事務規則(昭和27年大蔵省令第1号
 令、以下「事務規則」という。)別紙第4号の12番次の納付書(特許庁提出用)を別に用紙にのるものとし、
 工業所有権に掛かる手続に当たる法律施行規則(昭和22年通商産業省令第1号、以下「特許法施行規則」と
 いう。)第4条の9項の規定による納付情報(以下「納付情報」という。)によるときは、「(手数料の
 額)」の欄の「(手数料番号)」と「(納付番号)」と「納付番号を記載する。この場合において、
 「(納付番号)」の欄に記入するには及ばない。
 6 「【代理番号】」の欄には、一マ字(大文字で限る。)、アラビア数字若しくは「-」又はそれらの組合
 せんからなる記号であつて、10字以下のものを記載する。
 7 意匠法第10条第1項の規定により連想意匠の意匠登録を受けようとするときは、「あて先」の欄の次に「【本

35 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び打開挿入を行つてはならない。
 36 とじ方となるべく左とじとし、容易に分離ししと直すことができるよう印刷またはキズ等を用いておことし。
 37 第19条第1項において使用する特許法第46条第10項の規定により証明書を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【件名】」の欄を設けて、該該明細書の書類名を記載し、その次に「【機械の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定による当該証明書が提出される手続に係る事件の表示(証明)に係るものにあつては、意匠登録番号、書類名及びその提出日を記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【件名】
【機械の表示】
【物件名】
【使用の表示】

38 第2条第6項の規定により産業技術力強化法第17条第1項の規定による特定研究開発等成果に係る意匠登録を受けようとする出願であるときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等の委託研究等の結果に係る意匠登録出願(令和〇年度、〇〇○委託事業、産業技術力強化法第17条第1項の適用を受けるもの)」又は「国等の委託研究等の結果に係る意匠登録出願(令和〇年度、〇〇〇委託事業、産業技術力強化法第17条第1項の適用を受けるもの)」の欄にその画題が機械の構造の用に供されるものの又は機械がその機能を発揮した結果として表示されるものであることのいずれかに該当するものを記載する。

39 「【意匠に係る物品】」の欄の記載のみでは物品、建築物又は画像の使用の目的、使用的状態等が明らかでないときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその物品、建築物又は画像の使用の目的、使用的状態等、物品、建築物又は画像の使用の目的を記載する。

40 画像について意匠登録出願を行うときであつて、「【意匠に係る物品】」の欄の記載のみではその画像の用途が明らかでないときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその画像が機械の構造の用に供されるものの又は機械がその機能を発揮した結果として表示されるものであることのいずれかに該当するものを記載する。

41 物品又は建築物の部分に物品又は建築物の構造の用に供される画像を含む意匠について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその物品、建築物又は画像の構造の用に供されるものの又は機械がその機能を発揮した結果として表示されるものであることのいずれかに該当するものを記載する。

42 意匠法第6条第3項、第4項及び第7項に規定する場合は、「【意匠の説明】」の欄にそれぞれの規定により記載すべき事項をそれぞれ記載する。

43 意匠法第6条第5項の規定により色彩を省略するときは、「【意匠の説明】」の欄に同条第6項の規定により記載すべき事項を記載する。

44 意匠法第8条の2の規定により内装の意匠について意匠登録出願をするときであつて、「【意匠に係る物品】」の欄の記載のみではその内装の意匠の用途が明らかでないときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその内装の用途を記載する。

45 「【意匠に係る物品の説明】」及び「【意匠の説明】」の欄には、文字のみを記載し、図、表等を記載してはならない。

46 意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条の2第1項(意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による優先権を主張しようとするときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条の2第1項(意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条の3第3項において準用する場合を含む。)」の規定による優先権の主張を作り意匠登録出願」と記載する。

様式第2の2(第2条の2関係)

【書類名】意匠登録願(複数)
【整理番号】
(【提出日】 令和 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官 殿
【意匠登録出願人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
(【国籍・地図】)
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
(【手数料の表示】)
【手納台帳番号】
【納付金額】
【意匠○】
【整理番号】
【意匠に係る物品】
【意匠の創作をした者】
【住所又は居所】
【氏名】
【提出物件の目録】
【物件名】図面 1
【意匠に係る物品の説明】
【意匠の説明】
(備考)

1 複数意匠一括出願手続に含まれる意匠は、「【意匠1】」、「【意匠2】」(以下、「意匠番号欄」という。)のようにそれぞれ記載する順序により連続番号を付し、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【意匠1】
【整理番号】
【意匠に係る物品】
【意匠の創作をした者】
【住所又は居所】
【氏名】
【提出物件の目録】
【物件名】図面 1
【意匠に係る物品の説明】

【意匠の説明】
【意匠2】
【整理番号】
【意匠に係る物品】
【意匠の創作をした者】

【提出物件の目録】
【物件名】図面 1
【意匠に係る物品の説明】
【意匠の説明】

2. 意匠法第10条第1項の規定により関連意匠の意匠登録を受けようとするときは、それぞれの意匠番号欄の次の【整理番号】の欄の次に【本意匠の表示】の欄を設け、その欄に【出願番号】の欄を設けて「意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように本意匠(同条第4項の規定により関連意匠を本意匠とみなして、同条第1項の規定により意匠登録を受けようとするときは、当該関連意匠をいう。以下同じ。)に係る意匠登録出願の番号を記載するか、「本意匠の表示」の欄を設け、その欄に【登録番号】の欄を設けて「意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のように本意匠に係る意匠登録番号を記載する。ただし、その意匠登録出願の番号が通知されていないときは、以下のよう記載する。

イ 本意匠が□からホまでに該当するものでないときは、「【本意匠の表示】」の欄に「【出願日】」の欄を設けて「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように本意匠の意匠登録出願の年月日を記載し、次に【整理番号】の欄を設けて、本意匠の意匠登録出願の願書に記載した整理番号を記載する。

ロ 本意匠が同じ複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠であるときは、「【本意匠の表示】」の欄に【整理番号】の欄を設けて、本意匠の意匠番号欄の次に記載した整理番号を記載する。

ハ 本意匠が他の複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠であつて、当該他の複数意匠一括出願手続の番号及び本意匠の意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「【本意匠の表示】」の欄に「【出願日】」の欄を設けて「令和何年何月何日提出の意匠登録願(複数)」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の年月日を記載し、次に【整理番号】の欄を設けて、当該他の複数意匠一括出願手続において本意匠の意匠番号欄の次に記載した整理番号を記載し、「【意匠の創作をした者】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の整理番号〇〇〇〇」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の【書類名】の欄の次に記載した整理番号を記載する。

ニ 本意匠が他の複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠である場合において、当該他の複数意匠一括出願手続の番号が通知されしており、かつ、本意匠の意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「【本意

匠の表示】」の欄に【出願番号】の欄を設けて、「意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の番号を記載し、次に【整理番号】の欄を設けて、当該他の複数意匠一括出願手続において本意匠の意匠番号欄の次に記載した整理番号を記載する。

ホ 本意匠の意匠登録出願が国際意匠登録出願である場合は、「【出願日】」の欄に「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように本意匠の国際登録の日の年月日を記載し、次に【整理番号】の欄を設けて、「-」のようにハイフンを記載し、「【意匠の創作をした者】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM/〇〇〇〇〇〇、意匠番号〇〇〇」のように本意匠の国際登録の番号と意匠の番号を記載する。

3. 意匠登録出願人が意匠登録を受ける権利の信託の受託者であるときは、「【手数料の表示】」の欄の次に【信託関係事項】の欄を設けて、第2条の2第12項において準用する特許法施行規則第26条第1項各号の事項を一度だけ記載する。

4. 「意匠の創作をした者」、「意匠登録出願人」又は「代理人」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、第2条の2第12項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により意匠登録出願人の権利について持分を記載するときは、「【意匠登録出願人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「〇/〇」のように分数で記載し、意匠登録出願人係る代表者選定の届出を出願と同時にするとときは、代表者として選定される意匠登録出願人を第一番目の「【意匠登録出願人】」の欄に記載し、「【意匠登録出願人】」(意匠登録出願人の権利について持分を記載する場合にあっては、「【持分】」)の次に「【代表出願人】」と記載する。また、持分が投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第1項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあっては「〇〇の持分は、〇〇投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあっては「〇〇の持分は、〇〇有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」組合契約にあっては「〇〇の持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】

【氏名】

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】

【氏名】

【意匠登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【意匠登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

5. 【手数料の表示】の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手数料を請求するときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には複数意匠一括出願手続に含まれる全ての意匠登録出願についての手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額(「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。)を記載する。

意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき複数意匠一括出願手続に含まれる全ての意匠登録出願についての手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、複数意匠一括出願手続に含まれる全ての意匠登録出願についての手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料は、一つの納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。

6. 第2条の2第12項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて「○／○」のように国以外のすべての者の持分の割合を一度だけ記載する。

7. 第2条の2第12項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により意匠法第36条において準用する特許法第73条第2項の定め又は民法第256条第1項ただし書の規定を記載するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を一度だけ記載する。

8. 第9条第1項の規定により、意匠を秘密にすることを請求する旨を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【秘密にすることを請求する期間】」の欄を設け、秘密にすることを請求する期間を一度だけ記載する。

9. 第2条の2第12項において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により、意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を願書に記載してその旨を記載した書面の提出を省略するときは、「【書類名】」の欄の次の「【整理番号】」の欄の次に「【特記事項】」の欄を設けて、「意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願」と一度だけ記載する。

10. 複数意匠一括出願手続で出願しようとする意匠登録出願の中に第2条第9項の規定により産業技術力強化法第17条第1項の規定による特定研究開発等成果による意匠登録を受けようとするものがあるときは、当該意匠登録を受けようとする意匠の意匠番号の「【意匠の創作をした人】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等の委託研究等の成果による意匠登録出願(令和〇年度、〇〇省、〇〇委託事業、産業技術力強化法第17条第1項の適用を受けるもの)」又は「国等の委託研究等の成果による意匠登録出願(令和〇年度、〇〇省、〇〇請負事業、産業技術力強化法第17条第1項の適用を受けるもの)」のように記載する。

11. それぞれの意匠番号欄の意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を提出するときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄の前に「【提出物件の目録】」の欄を設け、「【物件名】」に「【図面】」と記載することとし、意匠法第6条第2項の規定により写真、ひな形又は見本を提出する場合は、「【提出物件の目録】」の欄の「【物件名】」の「図面」を「写真」、「ひな形」又は「見本」と記載する。

12. その他は、様式第2の備考1から6まで、備考8から備考19まで、備考21から備考25まで、備考31から備考37まで及び備考39から備考46まで、様式第3の備考3、様式第6の備考、様式第7の備考1から3まで並びに様式第8の備考1から4までと同様とする。

様式第3 (第二条関係) (平11通産令132・全改、平27通産令7・平31通産令12・令元通産令1
・一部改正)

【書類名】意匠登録願

【整理番号】

【特記事項】意匠法第10条の2 第1項の規定による意匠登録出願

(提出日) 令和 年 月 日

【あて先】特許庁長官 殿

【原出願の表示】

【出願番号】

【出願日】

【意匠に係る物品】

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】

【氏名】

【意匠登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【国籍・地域】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(手数料の表示)

(予納台帳番号)

(納付金額)

【提出物件の目録】

【物件名】 図面 1

【意匠に係る物品の説明】

【意匠の説明】

【備考】

1 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「意願〇〇〇〇一〇〇〇

〇〇」、「【出願日】」には「令和何年何月何日」のようにもとの出願の番号及

び年月日を記載する。ただし、もとの意匠登録出願の番号が通知されていな

いときは、「【出願日】」には「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のよう

にもとの意匠登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番

号】」の欄を設けて、もとの出願の欄書に記載した整理番号を記載する。も
との国際意匠登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、
「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録
願」のように国際登録の日の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番
号】」の欄を設けて、「—」のようにハイフンを記載し、「【代理人】」の欄の
次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM/〇〇〇〇〇〇、意匠
番号〇〇〇」というように国際登録の番号と意匠の番号を記載する。

2 もとの出願が国際意匠登録出願にあつては、「【意匠登録出願人】」の欄の
「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、国際
登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する。また、「【氏名又は名
称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、国際登録簿に記載
された文字と同一の文字を記載し、法人にあつては、その次に「【代表者】」
の欄を設けるものとする。

3 特例法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、
「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任
状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出
物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

4 その他は、様式第2の備考と同様とする。

様式第5 (第2条関係) (平11通産令132・全改、平27経産令7・平31経産令12・令元経産令1・一部改正)

【書類名】意匠登録願
【整理番号】
【特記事項】意匠法第17条の3第1項に規定する意匠登録出願
(提出日) 令和 年 月 日
【あて先】特許庁長官 殿
【原出願の表示】
【出願番号】
【手続補正書提出日】
【意匠に係る物品】
【意匠の創作をした者】
【住所又は居所】
【氏名】
【意匠登録出願人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
((国籍・地域))
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
(手数料の表示)
(予納台帳番号)
(納付金額)
【提出物件の目録】
【物件名】図面 1
【意匠に係る物品の説明】
【意匠の説明】
【備考】
1 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「意願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」、「【手続補正書提出日】」には「令和何年何月何日」のようにもとの意匠登録出願の番号及び意匠法第17条の2第1項の規定により却下された補正についての手続補正書の提出の年月日を記載する。

- 2 第9条第3項の規定により図面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、「図面」と記載し、その次に「【掲用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。
3 その他は、様式第2の備考並びに様式第3の備考2及び3と同様とする。

様式第6(第3条関係)
【書類名】図面
〔備考〕
1 用紙は、日本産業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさのトレーシングペーパー、トレーシングクロス(黄色又は薄い赤色のものを除く。)、白色画用紙、白色上質紙又は印画紙を縦長にして用いる。
2 余白は、少なくとも用紙の左に2cmをとるものとする。
3 図面が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入し、図面が複数意匠一括出願手続に用いられるときは、ページの上の余白部分の左端に当該図面によって表す意匠の意匠番号を記入する。
4 図面は、濃墨、黒色インキ又は容易に変色若しくは退色しない絵の具で鮮明に描か、あるいは複写等により鮮明で容易に消すことができないように作成するものとし、鉛筆、インキ(黒色のものを除く。)、クレヨンを使用したものは譲写したものであつてはならない。
5 線の太さは、実線及び破線にあつては約0.4mm(切断面を表す平行斜線にあつては約0.2mm)、鎖線にあつては約0.2mmとする。
6 図は、横150mm、縦13mmを超えて記載してはならない。
7 図形(参考図の图形を除く。)の中には、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を記入してはならない。ただし、意匠登録を受けようとする意匠に係る形状を特定するための線、点その他のものは記載することができる。この場合は、その旨及びいずれの記載によりその形状が特定されるかを願書の「[意匠の説明]」の欄に記載する。
8 立体を表す図面は、意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図をもつて記載する。記載した図と同一又は対称である図は、当該図が他のいずれの図と同一又は対称であるかを願書の「[意匠の説明]」の欄に記載することをもつて当該図の記載に代えることができる。
9 等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図(キャビネット図(幅対高さ対奥行きの比率が1対2分の1のもの)又はカバリエ図(当該比率が1対1対1のもの)に限る。)であつて、次の表の左の欄に掲げるものは、その右の欄に掲げる図の全部又は一部に代えることができる。この場合において、斜投影図法により作成したときは、キャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を各図ごとに願書の「[意匠の説明]」の欄に記載する。

正面、平面及び右側面を表す図	正面図、平面図又は右側面図
背面、底面及び左側面を表す図	背面図、底面図又は左側面図
正面、左側面及び平面を表す図	正面図、左側面図又は平面図
背面、右側面及び底面を表す図	背面図、右側面図又は底面図
正面、右側面及び底面を表す図	正面図、右側面図又は底面図
背面、左側面及び平面を表す図	背面図、左側面図又は平面図

正面、底面及び左側面を表す図	正面図、底面図又は左側面図
背面、平面及び右側面を表す図	背面図、平面図又は右側面図

10 平面的なものを表す図面は、同一範囲により作成した表面図及び裏面図のうち意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図をもつて記載する。ただし、表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合には、その旨を願書の「[意匠の説明]」の欄に記載することをもつて表面図を裏面図に代えることができる。

11 意匠法第2条第1項に規定する画像は、画像図(意匠登録を受けようとする画像を表す図をいう。以下同じ。)に表す。画像が立体的なものである場合は、画像正面図、画像右側面図等、画像○□図を用いる。

12 物品、建築物又は画像の部分について意匠登録を受けようとする場合であつて、8から11までに規定される図において、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分のいわゆるをもむときは、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定する。図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定することができない場合は、当該部分を特定する方法を願書の「[意匠の説明]」の欄に記載する。意匠法第8条において規定する組物の意匠及び同法第8条の2において規定する内装の意匠の部分について意匠登録を受けようとする場合についても同様とする。

13 標材、線材、板材、管材等であつて形状が連続するものは地のものであつて模様が繰り返し連続するものを表す図面は、その連続し、又は繰り返し連続する状態が明らかにわかる部分だけについて作成してもよく、地のものであつて模様が一向向にのみ繰り返し連続するものについては、その旨を願書の「[意匠の説明]」の欄に記載する。

14 ラジオ受信機のコードの中間部分のように物品、建築物又は画像の一部分の図示を省略しても意匠を明確に表すことができる場合であつて、作図上やむを得ないとときは、その部分の記載を省略することができます。この場合において、その省略個所は、2本の平行ないし直角の点鎖線で判断したように引く等により明らかにするものとし、図面の記載のみでは意匠を明確に表すことができないときは、物品の一部分の図示を省略した旨又は省略個所の図面上の寸法を願書の「[意匠の説明]」の欄に記載する。15 8から10までの図面だけでは、その意匠を十分表現することができないときは、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図、画像図その他の必要な図を加え、そのほか意匠の理解を助けるため必要があるときは、使用の状態を示した図その他の参考図を加える。

16 断面図又は切断部端面図の切断面には平行斜線を引き、その切断個所を他の図に鎖線で示す。この鎖線は、図形の中に記入してはならない。その鎖線の両端には符号を付け、かつ、矢印で切断面を描いた方向を示す。

17 部分拡大図を描くときは、その拡大個所を当該部分拡大図のもの図に鎖線で示す。この鎖線は、図形の中に記入してはならない。その鎖線の両端には符号を付け、かつ、矢印で部分拡大図を描いた方向を示す。

18 符合は、ローマ字(大文字に限る。)若しくはアラビア数字又はこれらの組み合わ

- せからなる記号を用いる。
- 19 ふたと本体、さらとわんのように分離することができる物品であつて、その組み合わされたままでその意匠を十分表現することができないものについては、組み合わされた状態における図面ほかに、その物品のそれぞれの構成部分について8から10までの図面及び15の図を加える。
- 20 積み木のようにその構成各片の図面だけでは使用の状態を十分表現することができないものについてはその出来上がり又は収納の状態を表す斜視図を、組木のよう組んだり分解したりするもので組んだ状態の図面だけでは分解した状態を十分表現することができないものについてはその構成各片の斜視図を加える。
- 21 数棟の建物がある場合の上に各棟の図面だけでは位置関係を十分表現することができないものについては各棟の配置を表す図を加える。
- 22 動くもの、開くもの等の意匠であつて、その動き、開き等の意匠の変化の前後の状態の図面を描かなければその意匠を十分表現することができないものについては、その動き、開き等の意匠の変化の前後の状態が分かるような図面を作成する。
- 23 衣服又は装身具等の意匠であつて、意匠登録を受けようとする意匠以外のものに着用等した状態で図示しなければその意匠を十分表現することができないものについては、次に掲げる方法の少なくともいずれか一方により意匠登録を受けようとする意匠を特定することができるときは、意匠登録を受けようとする意匠以外のものを図示することができる。
- イ 領書の【意匠の説明】の欄に意匠登録を受けようとする意匠を特定する方法を記載する。
- ロ 領書に添付した図面において、意匠登録を受けようとする意匠を実線で描き、その他のものを破線で描く等する。
- 24 各図の上部には、その種類に応じ【正面図】、【背面図】、【左側面図】、【右側面図】、【平面図】、【裏面図】、【表面図】、【裏面図】、【展開図】、【○○断面図】、【○○切断部端面図】、【○○拡大図】、【斜視図】、【正面、平面及び右側面を表す図】、【画像図】、【画像○○図】等の表示をする。これらの図が参考図である場合は、その旨も表示する。これらの場合において、複数の図の表示が同一とならないようにする。
- 25 書類名及び図の表示の文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイブ印等により、黒色で、明りようかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「[]」、「[]」、「▲」、及び「▼」は用いてはならない（欄名及び図の表示の前後に「[]」及び「[]」を用いるときは除く。）。
- 26 一図は、複数ページにわたって記載してはならず、また、図を横に並べて描いてはならない。
- 27 物品、建築物又は画像の全部又は一部が透明である意匠の図面は、次の要領により作成する。
- イ 外周が無色かつ無模様の場合は、透けて見える部分はそのまま表す。
- ロ 外周の外面、内面若しくは肉厚内又は外周に囲まれている内部のいずれか2以上に形状、模様又は色彩が表されている場合は、それぞれの形状、模様又は色彩を表す。

表す。
 ハ 外周の外面、内面若しくは肉厚内又は外周に囲まれている内部のいずれか2以上に形状、模様又は色彩が表されている場合は、それぞれの形状、模様又は色彩を表す。

様式第7（第4条関係）（平11通産令132・全改、平01経産令49・令元経産令17・令2経産令14、
一部改正）

【書類名】写真

〔備考〕

- 1 写真是、意匠登録を受けようとする意匠を現した画像以外に他のもの入らないものとする。
- 2 写真是、折つてはならない。
- 3 用紙は、日本産業規格A4列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとする。
- 4 その他は、様式第6の備考2、3、6、8から13まで、15及び19から26までと同様とする。

様式第8（第5条関係）（平11通産令132・全改、平01経産令49・令元経産令17・令2経産令14、
一部改正）

【書類名】見本

意匠登録出願人の氏名（名称）		出願番号	
意匠に係る物品		出願日	

〔備考〕

- 1 「【書類名】」の欄には、ひな形を提出するときは「ひな形」と記載する。
- 2 見本又はひな形は、丈夫な袋に納め、日本産業規格A4列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさの紙をこの袋に取り付ける。複数の見本又はひな形を提出するときは、各見本又はひな形単位に袋に納め、その見本又はひな形に応じた表示を記載した紙を袋に取り付ける。この場合において、見本又はひな形に応じた表示は、紙の上に記載し、かつ、複数の見本又はひな形の表示が同一にならないようとする。
- 3 物品、建築物又は画像の部分について意匠登録を受けようとする場合は、意匠に係る物品、建築物又は画像のうち、意匠登録を受けようとする部分以外の部分を黒色で塗りつぶす等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。意匠法第8条において規定する種類の意匠及び同法第8条の2において規定する内装の意匠の部分について意匠登録を受けようとする場合についても同様とする。
- 4 「意匠登録出願人の氏名（名称）」等の欄の記載は、紙の下にし、「出願番号」及び「出願日」の欄には記載しない。ただし、複数の見本（ひな形）を提出するときは、2枚目以降には当該記載は省略できる。
- 5 その他は、様式第6の備考2、3及び5と同様とする。

様式第10（第11条関係）（平11年産令132・全改、平27年産令7・令元年産令1・令2年産令14
・令2年産令32・一部改正）

【書類名】秘密意匠期間変更請求書
（提出日）令和 年 月 日

【あて先】特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【請求の内容】

【提出物件の目録】

〔備考〕

1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「意匠〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」のように出願の番号を記載する。ただし、出願番号の通知がされていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。審査に係属中のものについては「【事件の表示】」の欄に「【審判番号】」の欄を設け、「不服〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」のように審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」の欄に、出願の番号を記載する。登録後に請求するときは、「【事件の表示】」の欄に「【登録番号】」の欄を設け、「意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号」のように意匠登録の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」の欄には、出願の番号を記載する。

2 「【氏名又は名称】」は自然人につては、氏名を記載する。法人につては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の欄に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。

3 「【請求人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

4 「【請求の内容】」の欄には、意匠を秘密にすることを請求する期間について、変更後の期間を記載する。当該変更後の期間は意匠権の設定の登録の日から経過した期間を記載するものとする。

5 その他は、様式第1の備考14、様式第2の備考1から4まで、11、14、17、21、23及び32から36まで並びに様式第3の備考3と同様とする。

様式第11(第13条関係)
 【書類名】意見書
 (【提出日】令和 年 月 日)
 【あて先】特許庁審査官 殿
 (特許庁審判長 殿)
 【事件の表示】
 【出願番号】
 【意匠登録出願人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【発送番号】
 【意見の内容】
 【証拠方法】
 【提出物件の目録】
 【備考】
 1 「【あて先】」は、特許庁審査官による命令の場合はその命令を発した特許庁審査官、特許庁審判長による命令の場合はその命令を発した特許庁審判長とする。
 2 「【事件の表示】」の「【出願番号】」の欄には「意願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」というように意匠登録出願の番号を記載する。審判に係属中のものについては「【事件の表示】」の欄に「【審判番号】」の欄を設け、「不服〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」というように審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」の欄に、出願の番号を記載する。
 3 審判に係属中は、「【意匠登録出願人】」を「【審判請求人】」とする。
 4 「【発送番号】」の欄には、拒絶理由通知書等に記載された発送の番号を記載する。
 5 図を「【意見の内容】」の欄に記載する場合は、一つの図は、横150mm、縦113mmを超えて記載してはならない。
 その他は、様式第1の備考6、9、14及び19、様式第2の備考1から4まで、14、17、21から23まで及び32から36まで並びに様式第9の備考2と同様とする。

様式第12(第14条関係)
 【書類名】審判請求書
 (【提出日】令和 年 月 日)
 【あて先】特許庁長官 殿
 【審判請求の表示】
 【出願番号】
 【審判の種別】
 【審判請求人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 (【国籍・地域】)
 (【電話番号】)
 (【ファクシミリ番号】)
 【代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 (【電話番号】)
 (【ファクシミリ番号】)
 (手数料の表示)
 (子納料番号)
 (納付金額)
 【請求の趣旨】
 【請求の理由】
 【証拠方法】
 【提出物件の目録】
 【備考】
 1 「【審判の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「意願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」というように記載し、「【審判の種別】」には、「拒絶決定不服審判事件」又は「補正却下決定不服審判事件」のように記載する。
 2 「【審判請求人】又は「【代理人】」の欄の「(【電話番号】)」又は「(【ファクシミリ番号】)」の欄には、審判請求人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
 3 「(【国籍・地域】)」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域と同一であるときは、「(【国籍・地域】)」の欄は設けては、省略した(国・地域)と同一であるときは、「(【国籍・地域】)」の欄は設けるには及ばない。
 4 代理人人が審判請求人の全員を代理しないときは、「(【代理人】)」の欄の「(【氏名又は名称】)」(代理人人が法人の場合は「(【代表者】)」)の次に「【代理關係の特記事項】」の欄を設けて「(【審判請求人〇〇〇〇の代理人】)」のように記載する。ただし、代理人が弁護士・外国法務弁護士共同法人の場合にあつては、「【代理關係の特記事項】」の欄に、「(【審判請求人〇〇〇〇の代理人】)と、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を行なう社員の氏名を行なめて記載する。
 5 「【審判請求人】」の欄に記載すべき者は2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
 【審判請求人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 (【国籍・地域】)
 (【電話番号】)

(【ファクシミリ番号】)
 【審判請求人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【国籍・地域】
 【電話番号】
 (【ファクシミリ番号】)
 6 代理人の選任の届出を審判請求とともにすることは、「【代理人】」の欄に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
 【選任した代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 (【電話番号】)
 (【ファクシミリ番号】)
 【選任した代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 (【電話番号】)
 (【ファクシミリ番号】)
 7 「【請求の理由】」の欄には、拒絶査定不服審判を請求するときは、「1. 手続の経緯」、「2. 拒絶査定の要旨」、「3. 立証の要旨」、「4. 本願意匠登録されるべき理由」又は「5. むすび」のように欄を設けて記載する。補正却て決定不服審判を請求するときは、「1. 手続の経緯」、「2. 決定の理由の要旨」、「3. 本願意匠の説明と補正の説明」、「4. 契約変更に係る争点の説明」、「5. 補正の根拠及び要旨の変更でない旨の説明」、「6. むすび」のように欄を設けて記載する。
 8 「【証拠方法】」の欄には、次に掲げる事項を記載するとともに、立証事項と証拠との関係を具体的に明示して記載する。
 イ 証拠方法が證人であるときは、立証事項、証人の氏名、住所又は居所及び職業、専門事項並びに専門に要する見込みの時間
 ロ 証拠方法が確定人であるときは、立証事項、確定人の氏名、住所又は居所及び職業並びに確定事項
 ハ 証拠方法が当事者であるときは、立証事項、その当事者の氏名、住所又は居所及び職業、専門事項並びに専門に要する見込みの時間
 ニ 証拠方法が文書であるときは、立証事項及びその文書に対するべき符号
 ホ 証拠方法が印鑑等であるときは、立証事項、その枚数並びに付すべき符号及び該文書の表示
 9 その他は、様式第1の備考6及び9、様式第2の備考1から5まで、12、14、17、21、23、26、27及び33から37まで並びに様式第3の備考3と同様とする。この場合において、様式第2の備考27中「出願」とあるのは「審判」と読み替えるものとする。

特許	審判請求書
(令和 年 月 日)	
般	
様式第13 (第14条関係)	
()	
特許庁長官	
1 審判事件の表示	
2 請求人	
(識別番号) 住所(固形) (電気又はファクシミリの番号) 氏名(名称) (国籍・地域)	
3 代理人	
(識別番号) 住所(固形) (電気又はファクシミリの番号) 氏名(名称)	
4 被請求人	
5 請求の趣旨	
6 請求の理由	
7 証拠方法	
8 書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する承諾	
9 添付書類又は添付物件の目録 (備考)	
1 用紙は、日本産業規格A4判4面(横210mm×縦297mm)の大きさとし、インキにこままで、文字が書き通らないものを範囲にして用い、用紙には不要な文、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。 2 余白は、少なくとも用紙の左2cm、上1.2cm、右及び下0.3cmをとる。 3 文字は、タイポ印刷等により、黒色で、横幅によつて容易に消すことができないように書く。 4 特許庁用紙をはさむときは、その下にその物を記載する。特許法施行規則第6項の規定により特例法第16条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「7. 証拠方法」欄の次に「8. 予納料(識別番号)」の欄を設けて、予納料の番号を記載し、その次に「9. 金額」の欄を設け、手数料の額を記載する。意匠法第6条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特許法施行規則第4項の規定により方座振替による納付を行ふときは、「7. 証拠方法」欄の次に「8. 指定番号」の欄を設けて、指定番号を記載し、その次に「9. 金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。意匠法第6条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合は、「7. 証拠番号」の欄を設けて、証拠番号を記載し、その次に「9. 金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。意匠法第6条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合は、「7. 証拠番号」の欄を設けて、証拠番号を記載し、「8. 金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けない者については、「7. 証拠番号」の欄は設けるに及ばない。意匠法第6条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合は、「7. 証拠番号」の欄を設けて、納付書に記載するとときは、手数料の納付済みを別紙提出書類を添付し、納付書に記載するとときは、手数料の納付済みを別紙提出書類を添付し、納付書に記載するとときは、「7. 証拠方法」の欄の次に「8. 新た番号」の欄を設け、新た番号を記載する。 5 「審判事件の表示」の欄には、「意匠登録第○○○○○○○号意匠登録無効審判事件」のように記載する。 6 「住所(固形)」の欄は、何県、何郡、何村、大字別、字別、何番地、何号のように記載する。 7 「電話又はファクシミリの番号」は、審判請求人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。	

8 「(国籍・地城)」の欄は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地城が、「住所(居所)」の欄に記載した国・地域と同一であるときは、「(国籍・地城)」の欄は設けるには及ばない。

9 「[姓名(名称)]」の欄は、法人又は法人でない社団等に記つてある名称を記載し、その次に「[代表者]」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「氏名(名称)」(法人名であつては「代表者(管理人)」)の欄の次に「[法人の法的性質]」の欄を設け、○○法の規定による法人、○○国外の法に基づく法人のうえに該法人の法的性質を記載する。

10 「[請求の理由]」の欄には、「1.手続の経緯」、「2.無効理由の要點」、「3.本件登録意匠の無効にすべき理由」、「4.その他」のように項目を設けて記載する。

11 代理人によるものであつて本人が法の場合にあっては、「[代表者]」の欄は不要とし、代理人によらないときは、「[代理人]」の欄は設けるには及ばない。また、代理人弁護士、外国法事務弁護士共同代理人のときは、「[代表者]」の欄の次に「[代理間接の専任事務]」の欄を設け、「[業務を執行する社員は○○○○]」のうえに専務を執行する社員の氏名を記載する。

12 「[連絡方法]」の欄には、次に掲げる事項を記載するとともに、立証事項と証拠との関係を具体的に明示して記載する。

イ 立証事項が個人であるときは、立証事項、証人の氏名、住所又は居所及び職業、専問事項並びに専門に要する専門知識の欄。

ロ 立証事項が法人であるときは、立証事項、識別人の氏名、住所又は居所及び職業並びに鑑定事項。

ハ 立証事項が当事者であるときは、立証事項、その当事者の氏名、住所又は居所及び職業、専問事項並びに専門に要する専門知識の欄。

ニ 終結方が文書であるときは、立証事項及びその文書に付すべき符号。

ホ 終結方が検証物であるときは、立証事項、その検証物に付すべき符号及び検証物の表示。

13 「[令和 年 月 日]」には、なるべく提出する日を記載する。

14 訂正をしたときは、ならべく右の合併に訂正字数を記載する。

15 とじ方にはなるべく左とじし、客易に離脱しないようにじむ。

第19条第1項において用いる特許法施行規則10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「添付書類又は添付物件の種類」の欄に、当該証明書の書類名を記載し、その次に「[提出の表示]」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは採用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示(意匠権に係るものにあつては、意匠登録番号、書類名及びその提出日)を記載する。

17 「[書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による複数に係る承諾]」の欄には、特例法第10条第2項に規定された手続を了する者の承諾する場合には、その旨を記載する。また、承諾しない場合には、その旨及びその理由を記載する。

様式第14(第15条関係)
【書類名】
〔提出日〕 令和 年 月 日
〔あて先〕 特許庁長官
〔特許庁審査官〕 殿
〔特許庁審査官〕 殿
〔特許庁審査長〕 殿
【事件の表示】
【出願番号】
【補正をする者】
【識別番号】
〔住所又は居所〕
〔氏名又は名称〕
【代理人】
【識別番号】
〔住所又は居所〕
〔氏名又は名称〕
【電話番号】
【手続補正】
【補正対象書類名】
【補正対象項目名】
【補正方法】
【補正の内容】
【手数料補正】
【補正対象書類名】
〔子納台帳番号〕
【納付金額】
【備考】
1 「[あて先]」は、特許庁審査官の命令による場合はその命令を発した特許庁審査官、特許庁審査長の命令による場合はその命令を発した特許庁審判長、その他の場合は特許庁長官とする。
2 「[事件の表示]」の「[出願番号]」の欄には、「意匠〇〇〇〇～〇〇〇〇〇〇」のように出願の番号を記載する。ただし出願番号の通知がされていないときは、「[出願番号]」を「[出願日]」とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録出願」のように出願の年月日を記載し、「[出願番号]」の次に「[整理番号]」の欄を設けて、当該出願の整理番号に記載した整理番号を記載する。国際登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、「[出願番号]」を「[出願日]」とし、「令和何年何月何日提出の国際登録出願」のように国際登録の年月日を記載し、「[出願番号]」の次に「[整理番号]」の欄を設けて、「一」の後にハイフンを記載し、「[手数料の表示]」の欄の次に「[その他の]」の欄を設けて、「国際登録番号D-M-〇〇〇〇〇〇、審査番号〇〇〇」という国際登録の番号と意匠の番号を記載する。国際登録出願にあつては、「[出願番号]」と「[令和何年何月何日提出の国際登録出願]」のように出願の年月日を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは、「[審判番号]」の欄に「[審判番号]」の欄を設けて、「不審〇〇〇〇～〇〇〇〇〇〇」のように審判の番号を記載し、かつ、「[出願番号]」の欄に、出願の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは、「[審判番号]」を「[審判請求日]」とし、審判請求をした年月日を記載し、かつ、「[出願番号]」の欄に意匠登録出願の番号を記載する。

3 「[補正をする者]」の欄の「[住所又は居所]」及び「[氏名又は名称]」に国際登録出願の出願人の氏名又は名称及び住所又は居所を記載するときは、国際登録出願に記載された文字と同一の文字を記載する。

正対象書類名】には、「意匠登録願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「〔予納台帳番号〕」を「〔法定立替納付〕」とし、「納付金額」には納付すべき不足手数料の額を記載する。

八 納付すべき不足手数料の額の特許印紙をはるときは、左上白由にはるものとし、その下にその額を括弧をし記載し、「〔補正对象書類名〕」には、「意匠登録願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「〔納付金額〕」には納付すべき不足手数料の額を記載し、「〔予納台帳番号〕」の欄は設けることは認めない。

二 意匠登録第6条第6項ただし書の規定により、現件により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「〔補正対象書類名〕」には、「意匠登録願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「〔予納台帳番号〕」を「〔納付金額〕」とし、当該納付書の番号を記載し、事務規程別紙第4号の2に書類の納付済用別紙の番号にあらわすものとし、納付書にによるときは、「〔手数料の表示〕」の欄の「〔予納台帳番号〕」を「〔納付番号〕」とし、納付番号を記載する。この場合において、「〔納付番号〕」の欄は設けることは認めない。

13 第15条第2項の規定により手数料を一括而して支するときは、「〔事件の表示〕」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「〔別紙〕」と記載して、当該種正に係る事件の表示（事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】
意匠○○○○—○○○○○○、意匠○○○○—○○○○○○、
意匠○○○○—○○○○○○、意匠○○○○—○○○○○○

14 第15条第3項の規定により手数料と申請と書面を同一の書面で記載するときは、次の要領で記載する。

イ 「〔事件の表示〕」と「〔手続補正書及び書類名義の表示更正登録申請書〕」の欄を

ロ 「〔事件の表示〕」の欄には「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「〔別紙〕」と記載し、「〔手数料の表示〕」の欄には「〔別紙登録申請用別紙の番号〕」を「〔別紙登録番号〕」の欄を設けて、当該種正に係る事件の表示及び申請に係る意匠登録番号（事件の表示又は意匠登録番号の区切りには読点「、」を付すこと。）と記載する。

【別紙】
【手数料の表示】
常識○○○○—○○○○○○、常識○○○○—○○○○○○、
常識○○○○—○○○○○○、常識○○○○—○○○○○○

【意匠登録番号】
意匠登録番号○○○○○○号、意匠登録番号○○○○○○号、

意匠登録番号○○○○○○号、意匠登録番号○○○○○○号、

ハ 「〔手続補正1〕」の欄の次に「〔意匠に係る表示〕」及び「〔各緒の目的〕」の欄を設け、「〔更正に係る表示〕」の欄に「〔更正前の表示〕」及び「〔更正後の表示〕」の欄を設け、更正に係る表示が氏名（名称）であるときはその氏名（名称）を、奥正に係る表示が住所（居所）であるときはその住所（居所）をそれぞれ記載し、「〔各緒の目的〕」の欄には、「〔書類名義の表示更正〕」のよう記載する。

二 登録免許料の納付に係る印紙は左上角部分にはるものとし、その下に収入印紙の額を括弧をして記載する。ただし、登録免許料第5条第5号又は第6号の規定により登録免許料が課されない登録の申請をするときは收入印紙は不要とし、「〔各緒の目的〕」の欄の次に「〔登録料である旨の申出〕」の欄を設け、「〔住居表示の実施による表示の更正の登録の申請〕又は「〔行政区分の変更による表示の更正の登録の申請〕」のよう記載する。

水 意匠登録令第7条において準用する特許登録令第36条の規定により書類の提出を省略するとき、「〔手数料の表示〕」の欄の次に「〔提出物件の目録〕」の欄を設け、その次に「〔物件名〕」の欄を設け、当該書類の書類名を記載し、更にその次に「〔接用の表示〕」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは当該書類が提出される手続きに係る意匠登録番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるときは当該書類が提出された手続に係る意匠登録番号、書類名及びその提出日を記載する。また、2以上の書類の提出を省略

するときは、「〔提出物件の目録〕」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】
【接用の表示】

【物件名】
【接用の表示】

15 その他は、様式第1の備考6、9及び14、様式第2の備考1から4まで、14、17、21から23まで及び32から36まで並びに様式第11の備考4と同様とする。この場合において、様式第2の備考21中「〔記載する〕とあるのは「〔を記載する〕（井理士法施行令（平成12年政令第384号）第7条第13号の補正をする場合を除く。）」と、備考22中「〔改めて記載する〕とあるのは「〔改めて記載する〕（井理士法施行令第7条第13号の補正をする場合を除く。）」と読み替えるものとする。

(事件番号)142-2 (第5条第5項)
〔書類名〕手続様式(複数)
〔(提出日) 令和 年 月 日〕
〔(て字) 特許庁審査官 愛
〔(特許庁審査官) 殿〕

〔事件の表示〕
〔出願番号〕
〔補正をするもの〕
〔(出願番号)〕
〔(往來又は履歴)〕
〔(往來又は請求)〕
〔代理人〕
〔(代理人番号)〕
〔(往來又は履歴)〕
〔(往來又は請求)〕
〔(請求)〕
〔(出送用印)〕
〔手続様式(1)〕
〔補正対象書類名〕
〔(補正対象書類番号)〕
〔補正項目名〕
〔補正方法〕
〔補正の内容〕
〔手続様式(2)〕
〔補正対象書類名〕
〔(出願台帳番号)〕
〔補正金額〕
〔(手続様式の表示)〕
〔(出願台帳番号)〕
〔補正金額〕
〔(補正)〕
1 「〔事件の表示〕」の「〔出願番号〕」欄には、「東京00000-000000」のように第2条の第3項に規定する複数審査官一括出願手続の番号を記載する。ただし、複数審査官一括出願手続の番号が記載されていないときは、「〔出願番号〕」を「〔出願日〕」とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録料(複数)」のように出願の年月日を記載し、「〔出願日〕」の欄の次に「〔出願番号〕」の欄を設けて、当該複数審査官一括出願手続の「〔審査類名〕」の欄の次に記載した登録番号を記載する。
2 「〔手続様式(1)〕」の場合は、次の要領で記載する(備考3及び備考4の場合を除く。)。
イ 「〔補正対象書類名〕」は、「〔意匠登録料(複数)〕」、のように記載する。
ロ 「〔補正対象意匠番号〕」は、補正の対象とする項目の属する意匠番号を記載し、複数の意匠番号を記載してはならない。「〔意匠登録出願人〕」、「〔代理人〕」、「〔りより条件による優先権の主張〕」等、意匠法第2章第2条の第5項に規定する事項について補正する場合に「〔補正対象意匠番号〕」の欄は設けない。
ハ 「〔補正対象項目名〕」は「意匠の創作をした者」、「意匠登録出願人」、「代表者」、「補正をする者」、「第3者」、「代理人」、「意匠代理人」、「意匠代代理人」、「意匠に係る物品」、「意匠に係る商品説明」、「意匠の図面」、「全文」、「削除」のよう補正により変更するときは「変更」と、新規な項目を補正により加えるときは「追加」と、記載した事項を補正により削除するときは「削除」と記載する。
二 「〔補正方法〕」は、補正をする単位において、提出した書類に記載した事項を補正により変更するときは「変更」と、新規な項目を補正により加えるときは「追加」と、記載した事項を補正により削除するときは「削除」と記載する。

「【手続補正3】」のように記載する順序により連続番号を付し、次のように縦を繰り返し設けて記載する。

【手続補正2】

〔補正対象書類名〕
〔補正対象登録番号〕
〔補正対象項目名〕
〔補正法〕
〔補正の内容〕

【手続補正3】

〔補正対象書類名〕
〔補正対象登録番号〕
〔補正対象項目名〕
〔補正法〕
〔補正の内容〕

7 「【手続補正】」の欄は、手数料の補正をする場合に次の要領により記載する。

イ 特例法並行税制第6条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【補正対象書類名】」に、「意匠登録料(複数)」、のように書類名を記載し、「【手納台帳番号】」には手納台帳の番号を、「【納付金額】」には不足手数料の額、「[印]」、「」等を付さず、アビビ数字のみを表示する。即ちこの様式において同一の欄を2回記載する。

ロ 意匠登録料第6条第6項に係る手数料を補正する場合であつて、特例法並行税制第6条第2項の規定により手納台帳を提出する場合は、「【手納台帳番号】」には「意匠登録料(複数)」のよう書類名を記載する。又、手納台帳番号を記載し、「【納付金額】」には手納台帳番号と不足手数料の額を記載する。特例法並行税制第6条第5項の規定により指定期間付手納台帳番号の欄に手納台帳番号を記載する。「【手納台帳番号】」及び「【指定期間付】」とし、「【納付金額】」には手納台帳番号を記載する。

ハ 納付すべき不足手数料の額の特許印紙をはさむとき、左に余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載し、「【補正対象書類名】」には、「意匠登録料(複数)」のように書類名を記載し、「【納付金額】」には「手納台帳番号」の欄に記載する。即ち手納台帳番号を付ける場合であつて、特例法並行税制第6条第2項の規定により手納台帳を提出するときは、「【手納台帳番号】」には「意匠登録料(複数)」のよう書類名を記載し、「【納付金額】」には「手納台帳番号」とし、「【納付金額】」には「意匠登録料(複数)」の欄に記載する。

二 意匠登録料第6項に係る手数料を補正する場合は、「【手納台帳番号】」の欄に記載するには及ばない。

三 「【手納台帳番号】」には、「意匠登録料(複数)」のように書類名を記載し、「【手納台帳番号】」を「【納付金額】」とし、「【納付金額】」には「意匠登録料(複数)」の欄に記載する。即ち手納台帳番号を記載する場合には、手納台帳番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けない。

8 第15条第2項の規定により以上の複数登録一括出願手続の補正の一の書面であるときは、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のよう「【別紙】」と記載して、当該補正に係る事件の表示の欄に記載する。

【別紙】

意匠〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇、意匠〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇、
意匠〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇、意匠〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇

9 第15条第3項の規定により補正一の申請を一の書面であるときは、次の要領で記載する。

イ 「【書類名】」を「【手続補正】(複数)」及び登録名義人の表示更正登録申請書」とし、「【補正をする者】」の欄を「【補正をする者及び申請人】」とする。

ロ 「【事件の表示】」の欄には「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のよう「【別紙】」と記載し、「【手続の種類に係る事件の表示】」及び「【表示更正登録申請書に係る意匠登録番号】」の欄を設けて、当該補正に係る事件の表示及び申請に係る複数登録一括出願手続の補正の一の書面であるときは、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のよう「【別紙】」と記載して、当該補正に係る事件の表示の欄に記載する。

【別紙】

意匠〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇、意匠〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇

10 「【手続の補正】」の欄の外に、「【意匠に係る表示】」及び「【意匠の目的】」の欄を設け、「【更正に係る表示】」の欄には「【更正前の表示】」及び「【更正後の表示】」の欄を設けて、更正に係る表示が氏名(名跡)であるときは氏名(名跡)を、更正に係る表示が住所(居所)であるときは住所(居所)をそれぞれ記載し、「【意匠の目的】」の欄に「【意匠登録料(複数)】」のように記載する。

二 登録免許料の納付に係る手納台帳番号は左の欄に記載するものとし、右の欄に「(支拂の額)」の欄を括弧をして記載する。ただし、登録免許料の納付に係る手納台帳番号は左の欄に「(支拂の額)」の欄を括弧をして記載する。右の欄に「(支拂の額)」の欄を設けて、同様に「(支拂の額)」の欄を設けて、当該書類が提出される手続に係る意匠登録番号、書類名及びその提出日を記載する。また、2以上の書類の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように縦を繰り返し設けて記載する。

【提出物件名】

【提出用紙表示】

【提出物件名】

【提出用紙表示】

10 その他は、様式第11の備考6、9及び14、様式第2の備考1から4まで、13、15及び16、20から22まで及び31から35まで、様式第11の備考4並びに様式第1の備考1、4、6及び7と同様する。この場合において、様式第2の備考2中「【記載する】」とあるのは「【記載する】(并理)法施行令第7条第13号の補正をする場合を除く。」と、備考2中「【記載する】」とあるのは「【記載する】(并理)法施行令第7条第13号の補正をする場合を除く。」と読み替えるものとする。

様式第15（第15条関係）

手続補正書

(令和 年 月 日)

特許庁審判長 殿
 1 事件の表示
 2 補正をする者
 住 所 (住所)
 兵 士 (名前)
 3 代理人
 住 所 (住所)
 兵 士 (名前)
 4 補正外象書き名
 5 補正外象項目名
 6 補正の内容
 7添付書類の目録
 (備考)

1 「事件の表示」の欄には、審判に係属中のものについては「無効〇〇〇〇—〇〇〇〇〇」のように審判の番号を記載する。
 2 「住所(住所)」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。国際登録の名義人にあつては、「住所(住所)」の次に「住所(住所)原語表記」の欄を設けて、国際登録に記載された文字と同一の文字を記載する。国際登録出願の出願人についても、国際登録出願に記載された文字と同一の文字を記載する。
 3 「兵士(名前)」は、法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。国際登録の名義人にあつては、「兵士(名前)」の次に「兵士(名前)原語表記」の欄を設けて、国際登録に記載された文字と同一の文字を記載する。(法人にあつては、「兵士(名前)原語表記」の次に「代表者」の欄を設ける)。国際登録出願の出願人についても、国際登録出願に記載された文字と同一の文字を記載する。
 4 「補正をする者」又は「代理人」の欄の住所の次に補正をする者は代理人の有する電話又はファクシミリの番号を記入べし記載する。
 5 「補正外象書き名」の欄には、「審判請求書」のようすに補正をする書類名を記載する。
 6 「補正外象項目名」の欄には、「請求人」、「被請求人」のように補正をする相手を記載する。
 7 「補正の内容」の欄には、補正を明確に記載し、補正の内容が審査請求人、代表者若しくは代理人の氏名若しくは名称の補正を含む場合において、当該氏名若しくは名称の読み方を難解であるとき又は読み誤りやすいのであるときは、なるべく片假名で振り仮名を付ける。
 8 その他は、様式第13の備考1から3まで、10及び13から16までと同様とする。この場合において、様式第13の備考11中「記載する」とあるのは「記載する(代理士法施行令第7条第13号の補正をする場合を除く。)」と読み替えるものとする。

特許料補正書

手続料補正書

(令和 年 月 日)

特許料紙ははときは、不足手数料の額とし、特許料紙の下にその額を括弧して記載する。特例法施行規則第60条第1項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行なうときは、「5 補正命令の日付」欄の次に「6 予納料番号」の欄を設けて、予納料の番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、手数料の額を記載する。意匠法第7条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第60条第4項の規定により口頭審査による申出を行なうときは、「5 補正命令の日付」欄の次に「6 指定番号」の欄を設けて、指定期を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、手数料の額を記載する。意匠法第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合は、「5 補正命令の日付」欄の次に「6 指定番号」の欄を設けて、指定期を記載し、「6 指定番号」の欄を設けて、指定期を記載する。たゞし、識別番号の通知を受けない者については、「(識別番号)」の欄を設けて識別番号を記載する。意匠法第6条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付金額によるときは、事務規則別紙第4号の2の手数料(特例法掲出用)を用紙に用いるものとし、納付金額によるときは、「5 補正命令の日付」の欄に「6 納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。

2 「補正に係る書類名」の欄には、「審判請求書」のようすに補正をする書類を記載する。
 3 「兵士(名前)」の欄は、法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。
 4 その他は、様式第13の備考1、6、11及び13から15まで並びに様式第15の備考1及び4と同様とする。この場合において、様式第13の備考11中「記載する」とあるのは「記載する(代理士法施行令第7条第13号の補正をする場合を除く。)」と読み替えるものとする。

様式
第11
87
(第削除
18条関係)

様式第18(第18条関係)
 【書類名】意匠登録料納付書
 (【提出日】令和 年 月 日)
 【あて先】特許庁長官 殿
 【出願番号】
 【意匠登録出願人】
 【氏名又は名称】
 【納付者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【納付年分】

(円)

ここに特許印紙をはり付けること

(備考)

1 用紙は、日本産業規格A4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インキがにじまない、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙は不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。

2 余白をすくなくとも用紙の上に各々2.3cmを超えるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。

3 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。

4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書きにより、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「【】」、「【】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない(欄名の前後に「【】」及び「】」を用いるときは除く。)。

5 「【出願番号】」の欄には、「意願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」のように意匠登録出願の番号を記載する。

6 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字町、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄に設けるには及ばない。

7 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。

8 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。

9 「【納付者】」の欄の「【氏名又は名称】」(法人にあつては、「【代表者】」の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、納付者の

有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。「【代理人】」の欄についても同様とする。

10 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」(名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」)の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

11 「【意匠登録出願人】」又は「【納付者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【意匠登録出願人】

【氏名又は名称】

【意匠登録出願人】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

12 識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。

13 手続をした者の新たな代理人が第9条の2の規定に基づき意匠を秘密にすることを請求する旨を登録料納付書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【納付者】」の欄の次に「【代理人】」の欄を設けて、当該代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。ただし、登録料を納付しようとする者が当該代理人と同一の者である場合は、この限りでない。

14 代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の次に「【弁理士】」と記載し、弁護士のときは、「【弁護士】」と記載する。

15 第9条の2の規定により、意匠を秘密にすることを請求する旨を登録料納付書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【納付年分】」の欄の上に「【秘密にすることを請求する期間】」の欄を設け、秘密にすることを請求する期間を記載する。この場合において、意匠法第42条第5項ただし書及び同法第67条第6項ただし書の規定により、現金により登録料及び手数料を納付したときは、登録料と意匠を秘密にすることを請求する手数料は、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。また、「【意匠登録出願人】」の欄には、「【氏名又は名称】」の上に「【識別番号】」及び「【住所又は居所】」を記載しなければならない。

- 16 複数年分を納付するときは、「【納付年分】」の欄に、「第1年分から第何年分」のように記載する。
- 17 登録査定の原本の送達後に「名称変更届」、「出願人名義変更届」等を提出したときは、「【納付年分】」（備考20に該当する場合にあっては「【持分の割合】」）の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「令和何年何月何日名称変更届提出」「令和何年何月何日出願人名義変更届提出」のように記載する。
- 18 特許印紙をはるときは、その上にその額を括弧をして記載する。意匠法第42条第5項ただし書及び同法第67条第6項ただし書の規定により、現金により登録料又は登録料及び手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるとときは、「【納付年分】」の欄の次に「【登録料の表示】」及び「【納付番号】」の欄を設けて、「【納付番号】」の欄に納付番号を記載する。
- 19 「（【提出日】 令和 年 月 日）」には、なるべく提出する日を記載する。
- 20 第18条第2項の規定により国と国外以外の者の共有に係る出願であつて、国外以外の者の持分の割合に乘じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国外以外のすべての者の持分の割合を記載する。
- 21 各用紙において、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行つてはならない。

様式第19（第18条関係）
 【書類名】 意匠登録料納付書
 （提出日） 令和 年 月 日
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【意匠登録番号】
 【意匠権利】
 【氏名又は名称】
 【納付者】
 【識別番号】
 【住所又は場所】
 【氏名又は名称】
 【納付年分】

（ 円） ここに特許印紙をはり付けること

（備考）
 1 「【納付者】」の「【氏名又は名称】」は、自然人につては、氏名を記載する。法人につては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。
 2 「【納付者】」の欄の「【氏名又は名称】（法人につては、「【代表者】」）の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、納付者の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。

3 複数年分を納付するときは、【納付年分】の欄に「第何年から第何年」のように記載する。

4 意匠法第44条の2第1項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、【納付年分】の欄に該当する場合にあつては【持分の割合】の欄の次に【特許料等に関する特記事項】の欄を設けて【意匠法第44条の2第1項の規定による登録料及び割増登録料の追納】と記載する。

5 特許印紙をはるときは、その上にその額を括弧をして記載する。意匠法第42条第5項ただし書又は同法第44条第3項ただし書の規定により現金により登録料を納付した場合であつて、納付書によるとときは、事務規程別紙第4号の12式書の納付済用（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるとときは、【納付年分】の欄の次に【登録料の表示】及び【納付番号】の欄を設けて、【納付番号】の欄に納付番号を記載する。

6 第15条第2項の規定により国と国外の者の共有に係る権利であつて、国外の者の持分の割合に乘じて得た額を納付するときは、【納付年分】の欄の次に【持分の割合】の欄を設けて、【○/○】のように国外のすべての者の持分の割合を記載する。

7 第15条第3項の規定により同項の画面の提出を省略しようとするときは、【納付年分】の欄に該当する場合にあつては【特許料等に関する特記事項】、備考6に該当する場合にあつては【持分の割合】の欄の次に【その他】の欄を設けて、納付することができなかつた理由について具体的に記載する。

8 その他は、様式第180の備考1から4まで、6、7、10から12まで、19及び21と同様とする。この場合において備考11中【意匠登録出願人】とあるのは【意匠権者】と読み替えるものとする。

様式第19の2（第18条の6関係）

【請求名】 回復理由書
【提出日】 令和 一年 月 日

【文頭】 特許庁長官

【意匠登録番号】

【請求番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

【回復の理由】

〔手数料の表示〕

〔納付書番号〕

〔提出物類の目録〕

〔備考〕

1 特許印紙をはるときは、左上の空白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第18条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、【手数料の表示】の欄の【納付書番号】を【予約の振替番号】とし、予約の番号を記載し、【手数料の表示】の欄の次に【納付額】の欄を設け、手数料の額を記載する。意匠法第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合は、特例法施行規則第4項の規定により同項の手数料を納付する場合は、【手数料の表示】の欄の【納付書番号】を【振替番号】とし、振替番号を記載し、【振替番号】の欄の次に【納付額】の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。

2 【住所又は居所】は、郵便、付属、何科、大字、町、字、番地、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、【住所又は居所】の欄は設けるには及ばない。

3 【意匠権者】の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、それぞれ次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【意匠権者】

【請求番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

【意匠権者】

【請求番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

4 「【回復の理由】」の欄には、所定の期間内に手続をしなかつたことが故意によるものでないことを表明する

のとする。また、所定の期間内に手続をすることはできなかつた理由及び手続をすることができるようになった日について簡明に記載する。

5 第18条の6第3項の規定により同項の申出書の提出を省略しようとするときは、「[回復の理由]」の欄の次に「[その他の]」欄を設けて、手続をすることはできなかつた理由について具體的に記載する。

6 第18条の6第5項の規定により、2以上の事件について回復理由書を提出するときは、「[意匠登録番号]」の欄には、「[別紙のとおり]」と記載し、別の用紙に次のように「[別紙]」と記載して、当該回復理由書の提出に係る意匠登録番号(意匠登録番号の次切りには読み「.」)を付すこと。)を記載する。

【別紙】

意匠登録第○○○○○○○○号、意匠登録第○○○○○○○○号、

意匠登録第○○○○○○○○号、意匠登録第○○○○○○○○号、

7 その他は、様式第1の備考1から4まで、7、8、10及び12から19まで、様式第2の備考13並びに様式第10の備考2と同様とする。この場合において、様式第1の備考12中「記載する。また、代理人が弁護士・外国法務事務所・共同出願人のときは、「[代表者]」の次に「[代理権利の特記事項]」の欄を設けて、「業務を執行する社員○○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記載する」とあるのは「記載する」と、様式第2の備考15中「[意匠登録出願人]」とあるのは「[意匠権者]」と、「意匠登録出願人」とあるのは「[意匠権者]」と読み替えるものとする。

様式第20（第18条の2関係）
 【登録番号】 意匠登録料返還請求書
 (提出日) 令和○年○月○日
 (提出先) 特許庁長官 殿
 【意匠登録番号】
 【返還請求人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【返還原因】
 【年付年月日】
 【年付資金額】
 【納付年分】 第 年分から第 年分
 【納付金額】
 【返正納付金額】
 【納付年分】 第 年分から第 年分
 【納付金額】
 【返還請求金額】
 【返還金額領込】
 【金額総額】
 【口座種別】
 【口座番号】
 【フリガナ】
 【口座名義人】
 (【返還の表示】)
 (予約台帳番号)
 (加算金額)
 【提出物件の目録】
 【物件名】
 (備考)
 1 「[意匠登録番号]」の欄には、「意匠登録第○○○○○○○○号」のように意匠登録の番号を記載し、意匠登録の登録料を受ける者が納付した登録料の返還を請求するときは、「[意匠登録番号]」を「[事件の表示]」及び「[出願番号]」とし、「意匠○○○○-○○○○○○」のように出願の番号を記載する。
 2 「[返還請求人]」の欄には、該請求人に係る登録料を納付した者を記載する。
 3 「[返還請求人]」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
 【返還請求人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【返還請求人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】

様式第21（第18条の4関係）
 【書類名】既納手数料返還請求書
 (【提出日】令和 年 月 日)
 【あて先】特許庁長官 殿
 【事件の表示】
 【出願番号】
 【返還請求人】
 【識別番号】
 (住所又は居所)
 (氏名又は名称)
 【代理人】
 【識別番号】
 (住所又は居所)
 (氏名又は名称)
 【返還請求対象書類】
 (書類名)
 (提出日)
 【納付済金額】
 【遅延納付金額】
 【返還請求金額】
 【返還金額以外】
 【金融機関名】
 (支店別)
 (口座番号)
 (フリガナ)
 (口座の義人)
 【提出物件の目録】
 (物件名)
 (備考)

1 「[事件の表示]」の「[出願番号]」の欄には、「出願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように出願の番号を記載する。
 ただし、出願番号が通知がされていないときは、「[出願番号]」の欄に「[出願番号]」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した出願番号を記載する。

2 「[事件の表示]」の欄に「[出願日]」の欄に「[出願番号]」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した出願番号を記載し、「[出願日]」とし、「令和何年何月何日提出の出願番号」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した出願番号を記載する。国際登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、「[出願番号]」を「[出願番号]」の欄に「[出願日]」とし、「令和何年何月何日提出の出願番号」の欄を設けて、「[出願番号]」の欄を設けて、「(一)」のようにハンドル記載し、「[代理人]」の欄の次に「[その他の]」の欄を設けて、「[国際登録番号]DM/〇〇〇〇〇〇、審査番号〇〇〇〇」という「国際登録の番号と審査の番号」を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは、「[審査番号]」を「[出願番号]」とし、「[出願日]」とし、「令和何年何月何日提出の出願番号」の欄に「[審査番号]」の欄に「[審査番号]」を記載し、かつ、「[出願番号]」の欄に「[審査番号]」の欄に「[審査番号]」を記載する。

3 「[返還請求人]」の欄の「[住所又は居所]」及び「[氏名又は名称]」に国際登録出願の出願人の氏名又は名称及び住所又は居所を記載するときは、国際登録出願に記載された文字と同一の文字を記載する。

4 「[返還請求対象書類]」の欄の「[書類名]」及び「[提出日]」には、審査会報類、手続補正書、出願人名義変更届、期間延長請求書、審判請求書のように返還を請求する手数料を料付した手続に係る書類名及びその提出年月日を記載する。

5 「[料付済金額]」の欄には、当該手続書類に係る料付した手数料の額（「円」、「」等を含まず、アラビア数字のみで表すること。以下この様式において同じ。）を記載する。

6 「[遅延納付金額]」の欄に「[該手続書類において遅延に納付すべき手数料の額を記載する。ただし、審査会報類第2項において準用する特許法第18条の2第1項の規定による却下処分に係る場合は、「[遅延納付金額]」の欄は設けるには及ばない。」

7 「[返還請求金額]」の欄に返還を請求する手数料の額を記載する。

8 その他は、様式第1の備考1から4まで、6から10まで及び12から19まで並びに様式第20の備考3、4、8及び10と同様とする。この場合において、様式第1の備考12を記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「[代表者]」の欄に「[代理關係の特記事項]」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する」とあるのは「記載する」と読み替えるものとする。

株式第22 (第一八条の五関係)
 【書類名】 個別指定手数料返還請求書
 (提出日) 令和 年 月 日
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【事件の表示】
 【出願番号】
 【返還請求人】
 【住所又は居所】
 【住所又は居所原語表記】
 【氏名又は名称】
 【氏名又は名称原語表記】
 【代理人】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【返還他因】
 【納付済金額】
 【返還金額込】
 【金融機関名】
 【口座番号】
 【口座開設日】
 【支店名】
 【支店コード】
 【口座名】
 【提出物件の封緘】
 【事件名】
 【備考】
 1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「意願〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」のように出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和〇年〇月〇日提出の審査請求願」のように国際登録の日月を記載し、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、「—」のようにハイフンを記載し、「【返還金額込】」の欄の前に「[その他]」の欄を設けて、「[国際登録番号DM/〇〇〇〇〇〇、審査番号〇〇〇〇]」のように国際登録の番号と審査の番号を記載する。
 2 「【返還請求人】」の欄には、当該返還に係る個別指定手数料を納付した者を記載する。
 3 「【返還請求人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【返還請求人】
 【住所又は居所】
 【住所又は居所原語表記】
 【氏名又は名称】
 【氏名又は名称原語表記】
 【返還請求人】
 【住所又は居所】
 【住所又は居所原語表記】
 【氏名又は名称】
 【氏名又は名称原語表記】
 4 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「【代表者】」の欄は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるにはあればいい。
 5 「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
 【代理人】
 【住所又は居所】

【氏名又は名称】
 【代理人】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 6 「【納付済金額】」の欄には、国際事務局に納付した個別指定手数料のスイス・フラン表示の額(「スイス・フラン」、「一等を付せず、アラビア数字のみで表示すること。」)を記載する。
 7 その他は、様式第1の欄者1から4まで、6、7、9、10、12及び15から19まで並びに様式第20の欄者4、8及び10と同じ様とする。この場合において、様式第1の欄者12中「記載する」また、代理人が弁護士・外国法務弁護士・共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理關係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を执行する社員の長名を記載する」とあるのは「記載する」と読み替えるものとする。

一 建築物を含む組物の意匠について意匠登録を受けようとするときは、「意匠に係る物品」の欄には、「一組の建築物」と記載する。
二 物品及び画像からなる組物の意匠について意匠登録を受けようとするときは、「意匠に係る物品」の欄には該当物品が属する組物の意匠を記載する。